

食料安全保障への2つの規範的アプローチとその可能性： 飢餓・栄養不良問題での食料への権利(the right to food)と 食料主権 (food sovereignty)

高 橋 敏 哉

I はじめに

飢餓・栄養不良問題に関する食料安全保障がグローバルな課題として議論されるようになってから久しい。人間の生命と尊厳に関わるこの問題は、国際社会で広く政策課題として共有されてきた。世界の食料生産は年々増えつつあるが、世界の人口は2050年には91億5千万に達すると予想され、その加速度的な人口増から将来の食料需給への懸念は消えない⁽¹⁾。世界の飢餓人口は2009年には10億200万人に達し、その後若干の減少は見られるものの、2015年までに「世界の飢餓人口を半分にする」という2000年の国連開発サミットでのミレニアム開発目標は、現実として達成困難な状況になっている⁽²⁾。

1940年代後半に始まった「緑の革命」は、60年代初頭から70年代にかけて途上国にも広がり、主要穀物に多生産品種（ハイブリッド品種）を導入し、機械化、農薬の積極的使用を伴いながらも穀物の生産性の向上に大きく貢献した。90年代末までの世界の主要穀物の増産と価格の下落は、その成果の一端といえよう。しかしながら、2000年代後半に入り、世界の穀物市場は新興国や発展途上国での人口の増大、その経済発展に伴う食料需要などの構造的要因に加え、気候変動、バイオエタノールのニーズの増大、ODAを中心とした農業投資の低下、また都市化の進展、農村の崩壊と農地の減少などを伴い、不安定な時期に突入している⁽³⁾。主要穀物を中心とした世界の食料価格は90年代後半から上昇に転じ、とりわけ、2006年から2008年にかけての主要穀物価格の高騰はこの30年で最悪であり、途上国の農村を中心に多くの飢餓・栄養不良問題を引き起こした。また、価格の変動幅も著しく大きくなり、この危機の最後の18ヵ月間にメイズは74パーセント、米は300パーセントの価格上昇を示した⁽⁴⁾。また20ヵ国以上の国で食料を巡る暴動が起こるに至った⁽⁵⁾。

食料は人間の生命、尊厳を支える最も重要な資源の1つである。自然環境の影響を大きく受ける一方で、その生産、分配、消費、また安全性の課題は人間活動の在り方が大きく関わっている。食料問題の中で飢餓・栄養不良問題は、人間の生命と尊厳への最も大きな「脅威」となる課題である。一般に飢餓とは、食料として摂るべき必要カロリーに至らない緊急的あるいは慢性的状況を指す。これは貧困解消といった人間開発、人間の安全保障で最も重要な課題と表裏一体のものである。一方、栄養不良問題はやや複雑で、多様な形が存在していたって恒常的である。多くは飢餓の問題と重なり、その深刻なものの1つがプロテイン（タンパク質）＝エネルギー栄養不良（Protein-energy malnutrition：PEM）である。その他、途上国の子どもの慢性的栄養不良問題、常態化している栄養不良からくる疾病、カロリーは足りていても塩・ミネラルなどの必要な栄養素が足りない状況や、先進国などで見られるカロリー過多などからくる疾病なども対象となる。

今日、国際社会において飢餓・栄養不良問題は「食料安全保障」として取り上げられている。食料安全保障は、全ての人々が食料を安定的に確保し、かつその食料が適切な栄養を満たすものであることを求めている。それは、1つの国家の政策だけではなく、国境を越え、個々の人間を始め、国家間組織（以下、国際機関）(INGOs)、NGOs、市民社会組織（CSOs）、プライベート・セクター（民間企業等）をもステーク・ホルダーとして関わる「グローバル・レベルのガバナンス」（以下、グローバル・ガバナンス）の課題である⁽⁶⁾。このグローバル・ガバナンスが、どのような考え方にに基づき、どのように飢餓・栄養不良問題に取り組みつつあるのかは、食料安全保障の根幹に関わる課題である。

グローバル・ガバナンスとしての食料安全保障において、どのような考え方や仕組みが生まれつつあるのか。本稿では、この課題への最近の動きとして「食料への権利」(the right to food)と「食料主権」(food sovereignty)の2つのアプローチを取り上げ、それを概説し、このアプローチの可能性と問題点について、筆者なりのコメントを加えたい。

「食料への権利」と「食料主権」アプローチは、1996年の世界食料サミット（WFS）（以下、1996WFS）で議題の一つとして取り上げられ、その後、学術のみならず実践に関わる手法として食料安全保障の議論に現

れるようになった。前者はその後、世界食料農業機関（FAO）の食料安全保障への1つの取り組みとして進展した。一方、後者は、NGO、小農業者、研究者などを中心に主唱され、1940年代後半からの緑の革命に対して大きな批判をしつつ、食料安全保障に向けて価値の転換を求める考え方となっている。日本国内ではこれらのアプローチに関して文献も先行研究も限られているのが現状である。そこで、本稿の課題は、この2つのアプローチの詳細な分析を行うことよりも、これらを紹介し、その概略の説明をすることに焦点を置くことにする。

最初に、筆者の専門分野の1つである安全保障研究と関連付けながら食料安全保障の位置づけをしてみたい。この中で、飢餓・栄養不良問題としての食料安全保障の「あるべき姿」について、FAOの規範の変遷を概略する。次に、「食料への権利」と「食料主権」アプローチの概要を説明する。最後に、2つの規範的アプローチの考察を行い、今後のこの2つのアプローチの可能性と問題点に言及する。

II 食料安全保障論

1)

安全保障は国際政治の目的の1つである⁽⁷⁾。安全保障とは何か。安全保障は本質的に「争いのある概念 (contested concept)」であり、その一義的定義は難しい⁽⁸⁾。しかし、伝統的な安全保障論の多くの論者は、安全保障とは物理的生存の確保に留まらず、その主体に関わる「一定の価値の保護」を目的とするものとしてきた⁽⁹⁾。この立場によれば、安全保障とは一般に考えられているような単なる軍事力の展開、その行使による国家の「物理的保護」を越えた、国家あるいはそれ以外の安全保障の主体の持つ諸価値の保護を対象とする「広い」概念であるといえる。

安全保障論は国際関係学のサブ・ディシプリンの1つとして発展してきた。国際関係学での伝統的な安全保障論は、国家を主体とする「国家安全保障」概念の下、国家対国家の枠組みの中で「政治—軍事セクター（分野）」に焦点を当ててきた。冷戦期において安全保障論は軍事戦略論とほぼ同義であり、核抑止論などがその中核に置かれていた。安全保障論が独自の展開を始めるのは80年代以降であり、学術的にはバリー・ブザン (Barry Buzan) の「人々、国家、怖れ」(People, States, and Fear)

(1983、1991)が安全保障の地平線を拡大し、現在の安全保障論の知的枠組み作りに大きく貢献してきた⁽¹⁰⁾。安全保障の主体としての「個人」、安全保障の多様なセクター、安全保障化 (Securitization) など、プザンの議論の影響は大きい⁽¹¹⁾。

一方、政策レベルからの安全保障課題の拡大は、ポスト冷戦期に入ると広く見られるようになった。90年代には、従来の国家対国家の枠組みでは説明できない新しい安全保障の課題が広く指摘されるようになった。この新しい安全保障の課題は主に3つに分けることができよう。1つ目は政治・軍事セクターではあるが従来の国家対国家の図式は見えにくいテロリズム、海賊などの課題である。2つ目は環境、移民、国際犯罪、疫病、経済 (エネルギー・食料・金融システムなど) などの新しい安全保障分野の課題である。3つ目は、「人間」を安全保障の主体としておく「人間の安全保障」であり、貧困や開発問題と表裏一体の課題である。以上のような新しい安全保障分野は「非伝統的安全保障」と呼ばれ、今日では安全保障論の1つの分野として確立している。

2)

食料安全保障はこのような「非伝統的安全保障」の課題の1つとして位置づけられる。グローバルな政治課題としての食料安全保障の原点は、1970年代の食料危機に遡ることができる⁽¹²⁾。しかしながら、学術的背景を持った食料安全保障論の登場は比較的新しく、多くの文献や研究は2000年代に入ってからのものである⁽¹³⁾。食料安全保障は安全保障論全体の中では「資源の欠乏」をめぐるものであり、資源をめぐる経済セクターの安全保障の典型例として位置づけることができる。加えて、環境安全保障や、人間の安全保障と重なる課題を持つものでもある⁽¹⁴⁾。環境安全保障との関連でいえば、気候変動、水資源の枯渇、土壌の荒廃など、農業生産の「持続可能性」の問題を問うものである。また、人間の安全保障との関係でいえば、貧困、社会開発の問題とも密接に関わる。このことから、人間の尊厳の保持との関連で論じられるべきものである。

今日、一般に食料安全保障とは飢餓・栄養不良問題のことを指す。それは、日本国内でイメージされることの多い「国家安全保障」の枠組みからの「食料自給率」の議論とは異なる安全保障の体系である⁽¹⁵⁾。飢餓・栄養不良問題としての食料安全保障は、多様なステーク・ホルダーを含むグ

ローバル・ガバナンスに依拠する。その安全保障の主体には非国家主体である「人間」や「家庭 (household)」が含まれる。そして、政策決定のメカニズムにおいてはFAO、国連農業開発基金 (IFAD)、世界食料計画 (WFP) などの国連の諸機関に加え、NGOs、CSOs、民間企業 (プライベートセクター) などもステーク・ホルダーとして関わり、多くの非国家主体が問題解決への議題設定、政策提言に関わっている。

ルーズノウの定義によれば、ガバナンスとは「公式に採択された憲法典や条約だけではなく、間 (相互) 主観的な意味に依拠するルール・システム」である⁽¹⁶⁾。食料安全保障におけるグローバル・ガバナンスの特徴は、「規範」と「実践」の重層的積み重ねにあるといえる。「飢餓や栄養不良問題のない、あるべき食料安全保障の状態」についての規範 (以下、「状態規範」) が国際会議やその重要文書を通じ宣言されてきた。そして、その「状態規範」を受けて、国際機関や国家、NGOなどの主体が具体的政策や制度を積み上げ、更に、この実践の中から新たな規範の定義に向けて議題設定が行われてきた。この過程に参加する国際機関やNGOは、食料安全保障での各国の政策をリードするルールと実践の構築者となっている。

3)

この食料安全保障のグローバル・ガバナンスでFAOの果たしてきた政治的、知的役割は大きいものであった。様々なステーク・ホルダーとの議論を通じ、FAOの規範提起は変化してきた。その中で「状態規範」は、このガバナンスのルールを中心にあるものである。その考え方の変化はFAO関係の文献、日本国外の出版物では広く紹介されているが、ここでも簡略ながら筆者のコメントを加え紹介してみたい⁽¹⁷⁾。

FAOの「状態規範」の出発点は、食料安全保障を食料の供給サイドの充足として理解し、食料の「生産性」向上を重視することから始まった。1940年代後半からの「緑の革命」は、最新の技術による主要穀物の品種改良、農業の機械化、農薬や肥料の積極的使用を通じこの目的に取り組んだ。以下に示すFAOの1970年代の「状態規範」は、この生産性の問題からの規範の定立である。

食料の安全保障とは「食料消費の堅調な拡大を支え、価格と生産の変動を相殺しようするような、基本的な食料の世界レベルでの適切な供給を常時可能にすること」である。(1974年世界食料サミット⁽¹⁸⁾)

このような供給面での食料の充実は食料安全保障にとって不可欠であることは言うまでもない。しかしながら、食料生産が増大し、供給量全体としては必ずしも足りないわけではないにも関わらず、価格を含む食料の分配面の問題により、十分にその増大する食料生産の恩恵を得られない人々が存在した。この問題は主要穀物の生産性とは別次元の政策的処方が必要とするものであった。この観点から登場したものが、「状態規範」を食料への「接近可能性」から構築する立場である。それは、食料安全保障を食料の需要者側からアプローチするものであった。FAOの80年代の「状態規範」では、食料安全保障は、当初、経済的、物理的接近性が重視されていた。

食料安全保障とは「全ての人々に対して、彼らの必要とする基本的食料に、物理的かつ経済的に接近できることを確保すること」である。(FAO 1983⁽¹⁹⁾)

その後、食料の「非安全保障」が、単なる干ばつなどの不作時の緊急避難の場面だけではなく、食料分配面が不平等なために特定の人々にとって常態化していることに注目が集まるようになった。そして、緊急避難の対応と常態化する飢餓・栄養不良問題との峻別が意識されるようになった。後者に関しては、社会生活全般に焦点が当てられるようになった。94年の国連の『人間開発報告書』ではこの視点が含まれるに至った。「生計 (livelihood)」の在り方が問われ、当事者の食料に関する社会的文化的背景への配慮も含まれるようになった。ここには、アマルティア・センの貧困、飢餓問題の社会的要因の指摘の影響が見られる。センは、食料供給量が確保されていたはずのベンガル飢饉の問題を取り上げ、背景にある飢餓当事者への社会的不平等の問題を指摘し、弱者が飢餓・栄養不良問題解決のため社会的に参加すること求めた⁽²⁰⁾。FAOの2000年代の「状態規範」は、このような社会的アプローチの視点も取り入れたいたって包括的なものになっている。

食料の安全保障は、全ての人々が何時でも、活動的で健康的な生活のため、日常的な食事のニーズや食物の好みに見合う、十分且つ安全で栄養価の高い食料に、物理的、社会的かつ経済的に接近出来る時に存在する。(FAO 2003年⁽²¹⁾)

FAOのこの「状態規範」はここ20年の国際開発問題の考え方の変化に沿い、食料安全保障の定義を見直してきた結果である。経済発展から取り残された人々への処方箋として「社会的接近性」を加えたことは、この間

題を抱える脆弱な社会グループの自立、エンパワメントといった貧困対策の処方と食料安全保障の処方が重なり合いつつあることを示している。そこには、人間の生命、尊厳への視点も含まれ、安全保障論としては人間の安全保障をも考慮するアプローチに変化している。

以上のように、FAOの「状態規範」は食料安全保障の現状や、国際開発の観点も考慮しながら大きな変化を遂げてきた。90年代後半からの課題は、このような「状態規範」の更なる修正、あるいは積み上げではなく、この規範の求めていることをどのように実践していくかということにかかってきた。このような文脈の中で、以下に概略する2つのアプローチが登場してくるのである。

Ⅲ 「食料への権利」アプローチ

1)

1996WFSは、この「状態規範」の実践化への転換点であった。「食料への権利」と「食料主権」アプローチはこの会議を転機として食料安全保障論に現れることになった⁽²²⁾。「食料への権利」アプローチは、適切な食料への接近可能性を「人権」として捉え、「食料への権利」を、「人間としての威厳を持ちつつ、自身で食料を確保し」、「自身が食料を生産、あるいは購入するための資源へ継続的に接近できる権利」として規定する。それは、必ずしもフリーハンドで食料を手に入れることができるという権利ではない⁽²³⁾。一方で、この権利は個人や家庭が本来持つ「社会権」の1つとして位置づけられ、飢餓・栄養不良問題への国内的取り組みが遅れている当事国に対し、国家の義務として制度整備、政策決定をグローバルな基準から促すものである。換言すれば国家レベルの食料安全保障を、グローバルな観点から「社会権」を介して進めるアプローチである。

「食料への権利」アプローチは、飢餓・栄養不良問題を人権と捉えることで、当事国の政府の食料・農業政策に透明性と説明責任を求める。また、その国際社会に広がりつつある「人権レジーム⁽²⁴⁾」の中でこの問題を訴えることで、より多くのステーク・ホルダーを確保し、支持の母体を増やすことでの政治的影響力の増大も意図している⁽²⁵⁾。「食料への権利」の初期の主張は、1963年に開かれたFAOの世界食料委員会 (the World Food Congress) の事前会合として設けられた「飢餓からの自由への人

問の権利に関する特別会議」(a Special Assembly on Man's Right to Freedom from Hunger)において、「飢餓からの自由は基本的な権利である」と謳われたことに遡ることができる⁽²⁶⁾。また、国家の代表が集まる場での「食料への権利」の宣言は、1970年代の食料危機、とりわけ1972年からのバングラディシュの飢饉を受けて開かれた1974年の世界食料会議(the World Food Conference)での「飢餓と栄養不良の根絶に関する普遍的宣言」に原点を見ることができる。この宣言において「全ての人間にとって奪われることのない権利」として、「飢餓と栄養不良からの自由の権利」が明言され、その10年以内の解決が謳われた⁽²⁷⁾。その後、幾つかの国際会議などで栄養不良問題を中心としてこの権利への言及が見られたが、国家のコミットメントは十分でなく、74年会議での飢餓・栄養不良問題の10年以内の解決という宣言は実現に程遠い状態が続いた。

「食料への権利」が国家を含めたコンセンサスを得て、グローバル・ガバナンスに組み込まれていくのは90年代になってからである。1996WFS以前の多くの会議では、飢餓・栄養不良問題の提言は政治的にも力の弱いものに留まっていた。元来、「食料への権利」などの社会権の国際標準化には、幾つかの先進国は否定的で、明確な権利の実行がコミットメントされることはなかった。1996WFSは仕組みとして、各国家のリーダーやその他のステーク・ホルダーが、具体的な政策や制度を決める場ではなく、個別の立場で飢餓・栄養不良問題の現状を議論し、拘束性はないながら行動へのコミットメントを宣言する場であった。しかしながら、1996WFSはこの流れの大きな転換点となったのである。

2)

「食料への権利」アプローチは、その原点を1941年のフランクリン＝ルーズベルトによる4つの自由の1つの「欠乏からの自由」に求める。そして、その今日的な法的根拠を、第二次大戦後の人権の国際規範化の流れを作った基本文書である1948年の「世界人権宣言」、1966年発効の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権規約 A規約)」(以下、A規約)に求める。「世界人権宣言」は、法的拘束力は持たないものの、その第25条において以下のように規定する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

世界人権宣言は法的拘束力がなく宣言の効力に留まるが、この25条により「食料への権利」は、衣食住の権利保障の1つとして位置づけられている。また同時に、個人と家庭の健康・福祉を満たす水準の確保が求められている。一方、法的拘束力を持ち、現在約160カ国が批准している「国際人権規約」のA規約では、11条に以下のように規定する。

第11条

1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

このA規約の11条は、世界人権宣言の25条で謳う衣食住の権利保障について国家の義務を認め、締約国の権利実現のための義務を規定する。この点で明らかのように、A規約上の「食料への権利」では権利の享有主体は個人と家庭ではあるが、その権利確保の担い手は国家であり、国家単位での制度整備が求められているのである。

一方で、2条は国家の義務に関して以下のように規定する。

第2条

1 この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。

一般の社会権と同様、A規約の各権利はあくまでも「各国家が最大限に可能な範囲で漸進的に実現」するものとされる。ここに「食料への権利」の実現には国家の裁量の余地が法的に存在する。しかしながら、「食料への権利」アプローチは、160カ国以上が批准したA規約について法的な拘束性を主張する。また、批准していない国に対しても、少なくとも道義的責任を認めることを求めている⁽²⁸⁾。

3)

1996WFSの「世界の食料安全保障と世界食料サミット行動プランに関するローマ宣言 (the Rome Declaration on World Food Security and World Food Summit Plan of Action)」(以下、ローマ宣言)は、2015年までに飢餓人口の半減を目標とするなど、2000年の国連開発サミットのマレニアム開発目標につながる流れを作り出す一方で、一部の国家からの強い反対意見にもかかわらず、「食料への権利」についての明確な再確認と、その具体的なアクション・プランを提示することに成功した。「食料への権利」は、「適切な食料への権利、並びに飢餓から自由であるという全ての人の基本的権利に沿って、全ての人間が、安全で栄養のある食料にアクセスする権利」として再確認され、5つの具体的な目的がアクション・プランの中で明らかにされた。その7.4は「食料への権利」に触れ、「適切な食料への権利と飢餓から自由である全ての人の持つ基本的権利の中身を明確にすること」が定められた。

この1996WFSの動きは、国連を中心とする諸機関の食料安全保障への具体的な制度化の動きを促進した。1999年には国連経済社会理事会より「適切な食料への権利に関するGeneral Comment 12」が発表され、今後の「食料への権利」の国際法化への法的基盤が確立した。この中で、「食料への権利」の具体的な法的解釈が明示された。食料への接近可能性は、持続可能性と整合的で且つ他者の権利を妨げない範囲で明示された。そして、この権利を遵守することが国家から一般市民にまたがる義務であるとされ、特に国家の義務の段階として、「尊重」、「保護」、「促進としての実現」、「供与としての実現」の整理がなされた。2000年には「食料への権利」の実践にとって重要な役割を果たす「食料への権利のための特別報告官」(Special Rapporteur on the Right to Food)が国連人権高等弁務官事務所に設けられた。

しかしながら、具体的な政策の進展となると、1996WFSは自由な立場での宣言的性格を持つに過ぎず、個別の国家の飢餓・栄養不良問題の国内での対応は鈍いものがあった。飢餓・栄養不良問題の実践化の動きを決定づけたのは、2002年に開かれた1996WFSのレビュー会合である「世界食料サミット5年後」(WFS・fy1)である。このWFS・fy1のポイントは以下の通りである。

第1は、「食料への権利」の実行のために、ボランティアガイドライン (VGs) (正式名は、「国家食料安全保障の文脈における適切な『食料への権利』の進歩的実現に関するボランティアガイドライン」) を定めることを求めたことである。このVGsを厳格なものにするか、また柔軟なものにするか大きく意見が分かれ、その具体的検討はFAOでの国家間のワーキンググループ (IGWG) に委ねられることになった。この過程を経て、2004年にVGsはFAOにより正式に採択された。

第2は、このような動きをアドボカシー (政策提言) の面から強化するために飢餓・栄養不良問題のアドボカシーのネットワークを当事国の国内に作りだすことが確認されたことである。FAO、WFP、IFAD、生物多様性インターナショナル (Biodiversity International) により「飢餓に対する国際アライアンス (International Alliance Against Hunger)」が2003年に設立された。その後、2010年に名称が「飢餓と栄養不良に対するアライアンス (Alliance Against Hunger and Malnutrition:AAHM) となった。AAHMはローマに拠点を持つ飢餓と栄養不良問題に関するグローバルなアドボカシーのネットワークとして、西アフリカやラテンアメリカ地域を中心に飢餓・栄養不良問題を抱える当事国の中にナショナル・アライアンスを作ることに成功してきた。

4)

「食料への権利」の実践で、今日最も重要な役割を果たしているのはVGsである。FAOにおいて2006年に「食料への権利ユニット」が設立され、このアプローチの中心的役割を果たしている。VGsは全部で19箇条のガイドラインからなるものであるが、主要な分野として、①経済開発政策、②法的制度的問題、③農業・食料政策、④栄養と消費者保護、⑤教育・社会的関心の引き上げ、⑥社会の中のセーフティネット、⑦緊急時対応の7つのセクションがあげられている。そして、対象とする国内法の分野としては、憲法、包括法 (framework law)、重点的法規 (key provisions) をあげる。VGsの焦点は国家レベルの食料安全保障対策であり、国内での政策対応についてモニタリングすることを重視している。また、様々なステーク・ホルダーの関わりを求めている。

このようなVGsから見た「食料への権利」の特徴は以下の3つである。1つ目は、強制力の「間接性」である。VGsの役割は、飢餓・栄養不良問

題を抱える当事国に、国際的な規範の観点から、国内の制度、政策の変更を「間接的」に促す点にある。当事国に対し、飢餓・栄養不良問題の課題共有と対応策の基本方針の提示を行い、最終決定は個別の国家に委ねる。VGsの正式名称にある「国家安全保障」という言葉が示す通り、飢餓・栄養不良問題を抱える国家の国内政策、制度を「国際的標準」から示すものの、国家の自主的な変化を求める立場である。

2つ目は、VGsの持つ「食料への権利」の実現をプログレッシブ(Progressive)に求めるという「漸進性」である。これは前述したA規約第2条に規定されている社会権の特徴でもある。当事国に取るべき政策をフレームワークとして提示し、個別の事情に最大限配慮しながら実行することを促す。この漸進性は、社会権の内容の一意化に反対する国家との妥協ともいえるが、そこに普遍的規範の当てはめを、個別事情を加味しながら推し進めていこうとする現実性も見出すことができる。

3つ目はCSOsとの連携によるモニタリングである。VGsの作成には前述のようにIGWGが中心的役割を果たしたが、他の国際機関、NGOs、CSOsによる積極的な参加も見られた。グローバル・ガバナンスの中で人権意識を共有し、当事国の政策への監視を進めていくことが重要なメカニズムとされ、CSOsによるモニタリングへの参加を求めている。

「食料への権利」アプローチの成功例としてあげられるのがブラジルである⁽²⁹⁾。1998年のブラジル憲法は、2003年の改正を含め、「食料への権利」を憲法上に明記した。「食料と栄養の安全保障に関する国家委員会」が設立され、その3分の2のメンバーが市民社会から選ばれている。その他、ブータン、ボリビア、エクアドル、グアテマラ、インド、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、ペルー、フィリピン、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、タンザニア、ウガンダなどの国がFAOのこのプログラムと関わりながら、憲法への明文化、政策への取り込みを行っている⁽³⁰⁾。

IV 「食料主権」アプローチ

1)

「食料主権」アプローチは、飢餓・栄養不良問題を抱える当事国のNGOs、農民団体、一部の研究者などが主唱する食料安全保障へのアプローチである。1996WFSで、La Via Campesina(ラ・ビア・カンペ

ジーナ：農民の道）が初めてこのアプローチを唱えた。「食料主権」アプローチは、「食料への権利」アプローチとは異なり、FAOなどの国際機関がその概念を支持し具体的な施策を行っているものではない。それは、食料安全保障に関する概念であると同時に、従来の食料安全保障のグローバル・ガバナンスの改編を求める政治社会運動でもある⁽³¹⁾。90年代後半から多くの議論がなされてきているが、食料主権を冠する会議、学術書などは2000年代になり広く見られるようになっていく⁽³²⁾。

この「食料主権」の主眼は、グローバル化の中で先進国の大企業に支配されつつある途上国の農業の生産、分配、消費のあり方を終焉させ、代わって現場の農業者、とりわけ小農業者、小作農、女性、原住民（IPs）の農業と食料に関する「決定権」の回復を目指すことにある。ここでの「主権」概念は、国際政治、国際法上の主権とは全く異なるもので、食料、農業に関する政治的な決定権を指す。「食料主権」は、途上国の弱い立場にある食料生産者の直接参加による食料・農業政策の決定を求める。食料安全保障の主体としての個人を更に徹底し、食料の生産、分配、消費活動の決定権を直接参加により回復しようとする。当事者の農民の視点、とりわけ脆弱な農村の女性、IPsからの視点の重要性を喚起する点で意義深い概念である。「食料主権」はこのような目的に叶う具体的実践的な活動も広く含む。

「食料主権」は「持続可能な農業」（あるいは、アグロ・エコロジー）を主張の1つとし、環境との調和を農業生産の基軸に置く。そして、その手法を続けることで長期的には生産性の高さを保持できると考え、食料安全保障への方策として結びつける。持続可能な農業はエコロジーの観点と農業生産を結び付け、長期的な農業生産の維持を短期的な増産に優先させる。この立場は、個別の農地にあった農業技術の適用を諷み、農業生産と生物学的な自然サイクルが統合し得るあり方を作り出そうとしている⁽³³⁾。そのために化石燃料などの再生不可能な資源は限定的に活用し、土壌、水などの農業資源については、長期的維持のための利用の手法を考える。このようなことを基礎に農場の長期的活力、また農民や地域社会の生活の質の向上をも射程範囲に入れている⁽³⁴⁾。

「食料主権」は、伝統的な農業手法、文化、コミュニティを重視する。伝統的な農業知識に基づく生産こそが、飢餓・栄養不良問題を解決しうる

農業のあり方と考える。そして、食料を「文化的消費財」と位置付けるのである⁽³⁵⁾。一方で、途上国における農業、食料を巡る前近代的制度の改革は推進する。途上国においては、独特の土地制度が残り、女性やIPsに対する差別など、農業の近代化の推進により解決すべき課題は多い。典型的な例として、アジアの農村などに広く残る大土地所有制が指摘できよう。この土地制度の改革運動は「食料主権」の登場以前から存在したが、今日ではその議題の1つとして、小農業者、小作人などの弱者の権利回復のために主張されるようになってきている⁽³⁶⁾。

「食料主権」は、持続可能な農業の論者同様、「緑の革命」の負の面を指摘する。緑の革命は、主要穀物である小麦、コメ、ジャガイモなどに多生産品種を開発、導入し、世界の農産物の生産性を高めることに成功してきた。これらの品種開発は国際的なファンドと結びついたCGIAR (The Consultative Group on International Agricultural Research) グループの研究機関で進められ、60年代からは品種改良によって途上国の主要穀物の生産性向上を目指した。この多生産品種の導入は、大量の化学肥料による農地管理、高濃度の農薬による農産物管理をもたらした。また、その種苗の権利、販売の一部を先進国の大企業による独占の下に置いた。「食料主権」の論者は、これにより伝統的な農業手法が失われ、土壌が痩せ、また小農業者の離農、耕作放棄が増加し、途上国の農業が危機に瀕しているとする。また、先進国主導の途上国における農産物の単一品目生産は、農業の機械化と商業化を伴うことで、途上国の社会や就労の構造を変化させ、小規模な農業に依拠してきた弱者である小農業者、女性、IPsが生計としての農業をすることを妨げているとも指摘する。

「食料主権」の論者は、IMF、WTO、世界銀行などの国際機関、先進国主導の「自由貿易による食料安全保障」を完全な失敗であったとする⁽³⁷⁾。農業貿易の自由化により、安価な穀物が途上国に入り込み、経営基盤の弱い農村を直撃したと指摘する。また単一栽培の大量生産が、農村社会の多様な農業の姿を奪ったとも考える。加えて、途上国農業の商業化により、都市化が進むことで「弱者」である小農業者の安定的な農業生産基盤を奪ったと主張する。このような自由貿易の弊害を踏まえ、途上国の農業者の自立的な農業を保護するため、国内の農産物市場の保護を求める。新自由主義によるグローバル化、それを支持する国際政治経済体制への反対運動の1つであるとも言えよう。

2)

「食料主権」の論者には、La Via Campesinaのネットワークに見られるように従来の農業・農村開発、農村政策に対し明確な批判を打ち出しているグループが中核にいる一方、先進国が主導してきた途上国への農業支援、投資政策の発展的修正を求める穏健なグループも存在する。後者のグループは「食料主権」の概念を緩やかに捉え、北の先進国からのより積極的な投資を求める⁽³⁸⁾。「食料主権」アプローチはその概念の曖昧性、あるいは包括性から立場の異なる論者を含むのである。

この点を考えると、現段階の「食料主権」アプローチは、明確な原理を持った思想体系というよりは、具体的な政策の柱を緩やかに共有する「議論のための枠組」と言えよう。学術面においては、緑の革命批判、持続可能な農業の主張、農業当事者の直接参加、途上国の土地権利問題、女性、IPsなどの弱者への保護、小・中規模農村コミュニティの保護などの提言を包含するものが「食料主権」と名付けられるケースが多い。それは一種の「パラダイム」ということができよう⁽³⁹⁾。そして、それは従前の農業開発からのパラダイム転換を迫るものである。例えば、La Via Campesinaによれば以下の政策が食料主権アプローチとして位置づけられている⁽⁴⁰⁾。

- * 人権の一つ
- * 農業改革（土地改革:土地所有権、とりわけ女性へ）
- * 天然資源の保護（持続可能性）
- * 食料貿易の再編（自給の優先、適正価格の維持）
- * 持続的な飢餓問題の解決
- * 社会的平和
- * 食料への民主主義的支配

また、シャーンバッハーは「食料主権」の議論を以下の項目に触れながら紹介している⁽⁴¹⁾。

- * 人権を守ること
- * 地産地消を推進すること
- * 小農業者、小作農が土地、農業資源へ十分且つ適切にアクセスできること
- * 種苗、畜産、遺伝子に関する特許から農民を保護すること
- * 水等の共有財産を均等且つ持続可能な範囲で配分すること

- * 農地分配の均等化を図ること
- * 小農業者等が農業生産、消費を自己決定すること
- * 国家が、輸入食料のダンピング価格から国内農業を保護する権利を持つこと
- * 持続可能な農業（アグロ・エコロジー）の手法を取ること

V 考察

以上の2つのアプローチに見られる食料安全保障への共通点は何であろうか。以下の点が指摘できよう。第1の点は、グローバル・レベルで現れている飢餓・栄養不良問題は、マイクロレベル（各国）の国内制度の失敗の積み上げであるという考え方である。この2つのアプローチとも飢餓・栄養不良問題の解決に、個別の国家での諸制度、あるいはそれを抱える住民に向けての制度の改革を求める。これは飢餓・栄養不良問題を抱える多くの当事国が、国内制度が未整備のまま経過し、十分な政策対応をしていない現状を「下から」修正して解決していこうとする、いわば「マイクロレベルのアプローチ」ともいえよう。「食料への権利」アプローチは、憲法への「食料への権利」の規定をも含めた国内制度の改革をVGsから求める。「食料主権」アプローチは、国内政府に対し、従来の食料政策、農業政策の転換を、当事者、弱者の観点から求める。

第2の点は、この2つのアプローチとも食料安全保障への規範的アプローチを重視していることである。既に見たようにグローバル・ガバナンスとしての食料安全保障は、FAOを中心とし提示されてきた飢餓・栄養不良に関する「状態規範」が政策目標をリードしてきた。「食料への権利」アプローチは、「国際人権規約」を中心とする人権の体系の中に食料への権利を見出し、人権の観点からその充実を求める。「食料主権」アプローチは、小農業者をはじめとする農業分野の弱者の自己決定の回復をあるべき理想とし、あるべき姿としての決定権の回復を政府、国際社会に求める。共に、FAOの食料への「接近可能性」としての「状態規範」の具体化を進展させようとするものである。その背景にある論理は、日常生活に関わる人間の尊厳のあるべき姿を念頭に置いた、人間存在に関わる「正義」である。

第3の点は、グローバル・ガバナンスでのアドボカシーの重視である。当事国の政府に政策の転換、制度の改編を促す手法としてアドボカシー活

動のネットワークを活用している。「食料への権利」アプローチにおいては、当事国でのモニタリングにおいて、CSOsを含めたネットワークの活動を推進する。また、前述した「食料への権利のための特別報告官」は、飢餓・栄養不良問題の状況に関し国際社会への常時重要な提言をなし得る立場にある。アドボカシーのネットワークとして前述したAAHMはこの点で重要な役割を果たす⁽⁴²⁾。一方、「食料主権」アプローチについては、La Via Campesina自身がグローバルなネットワークを各国に作っており、グローバル・レベルのアドボカシーの一例を見せている⁽⁴³⁾。

このような特徴を持つ「食料への権利」アプローチと「食料主権」アプローチの今後の課題は何であろうか。幾つかの視点からコメントしたい。第1の課題は、この規範的アプローチの実効性の問題である。規範的アプローチは正しさを追求はするが、当事国の政府のキャパシティの問題の考慮は必ずしも高くない。多くの飢餓・栄養不良問題の当事国が、「食料への権利」アプローチや「食料主権」アプローチの求める政策立案や制度改革の能力を持ちあわせていないケースが大半である。これをいかに解決するかであるが、そこには規範的アプローチでは解決し得ない政治的、経済的手段による問題への取り組みが存在しなければならない。また、そのために規範的アプローチが後退する場面も生まれるであろう。

また、当事国以外の主体をいかに「規範的」にガバナンスに取り込むかについての考慮も必要であろう。既に両方のアプローチの論者が早い段階から指摘していることであるが、飢餓・栄養不良問題は当事国の政府と国民との間だけでは解決できないものであり、国際社会全体、あるいは当事者以外の国や国外のステーク・ホルダーに、この問題に関わる必要性を理解してもらうことがグローバル・ガバナンスの課題である。そして、この関わりでの必要性は規範的意味において位置づけされねばならないであろう。この点に関し、「食料への権利」アプローチでは「領土外義務」(extraterritorial obligations) などの議論がなされている⁽⁴⁴⁾。

第2の課題は、この規範的アプローチの持つ「一元的」な価値観が、飢餓・栄養不良問題を抱える当事国の多様な文化、社会的要素と「両立」し得るかという点である。飢餓・栄養不良問題は、当事国に残る伝統、文化、社会の問題が反映されている場合が多い。その「外部」からの解決にはこのような「特殊主義 (particularism)」的要素をどのように導くか

という課題が残る。「食料への権利」アプローチは、普遍主義的な人権アプローチをもって、この多様な文化、社会要素と対峙しようとするものである。一方、「食料主権」アプローチは、普遍主義を掲げる新自由主義的グローバル化に反対し、農業の当事者への決定権の回復を求めている。このことからすれば、理念としては特殊主義的要素と共存的姿勢を示すものである。しかし、彼らの主張である「反新自由主義」、「反資本主義」などは、飢餓・栄養不良問題を抱える当事国にとってはあくまでも「外生的」アイデアであり、彼らの議論の背景にはあくまでも普遍主義の間での対立が垣間見える。そのアイデアが実践に移された時、「食料主権」アプローチが果たして、多様な文化、社会的要素を背景とする特殊主義との共存をどのように進めるのか、現段階では明らかでない。この点は、英国を中心とした国際関係学で2000年代に議論が盛んになった国際社会論での「単元性 (solidarity)」と「多元性 (plurality)」の概念が参考になるであろう⁽⁴⁵⁾。この立場からは、普遍主義の典型例である「人権」をどのように国際社会に当てはめるのかといった、より大きな枠組みからの議論が課題となるであろう。この2つの規範アプローチが多様な文化、社会的要素と「普遍的な統一」を目指すのか、「多元的な共存」を目指すのか、実効性と規範のあるべき姿の両観点から議論を進めるべきである。

第3の課題は、この2つのアプローチがあまり重視していない「先進国の持つ科学技術」の問題である。緑の革命は、その科学技術信奉と商業主義により、途上国の農村コミュニティに弊害をもたらしたことは事実であろう。しかしながら、科学技術による飢餓・栄養不良問題の解決は完全に無用なのかという点は疑問が残る。増えつづける人口への対策として、「技術革新による生産量の増大」を目指してきた緑の革命の成果を完全に否定することはできない。伝統的農法だけでは、主要穀物の大きな増産は望めなかったであろう。また、農産物貿易、国内の食料分配の改善は必要であるが、国家がこの部分に関わる民間の企業活動をどの程度まで制限できるかは、今日の国際経済の実情を考えると大きな課題が残る。世界の人口が加速度的に増加する中で、人々の生存のための食料生産は、新たな科学技術の導入なければ実現は不可能であると思われる。

この点において、あまりに純粋な規範的アプローチは限界を示すであろう。飢餓・栄養不良問題の解決のための科学技術の導入、また農業投資の拡大には、先進諸国、あるいは大企業との間での「相互利益」のための連

携が必要である。規範的アプローチは最大限尊重されなければならないが、同時に現実の問題解決のためにより広いステーク・ホルダーを得る必要がある。そこには、「利益」のための連携も模索されなければならない。あるべき規範のアプローチは、利益のための連携に一定程度開かれている必要がある。規範の連携と利益の連携は、現実の国際社会における両輪である。

食料安全保障とは人間の生命のみならず人間の尊厳に関わる課題である。それは、食料の「物質的」な充足ではとどまらない、「社会的」な充足を求めるものである。我々はこの課題に対し、食料安全保障のグローバル・ガバナンスをより強固にし、その裾野を広げることで解決に向けて進んで行かなければならない。そのために現段階でまず必要なことは、飢餓・栄養不良問題の当事国「以外」でのアドボカシーのネットワークを充実させることであろう。当事国「以外」では「遠い」この問題を、いかに「近い」ものとして「共感のネットワーク」を作り上げるかは容易な作業でないことは明らかである。しかしながら、「遠い問題」である多くの人にとって、国際関係を「国際社会」という知的枠組を通し認識し、その「社会の構成員」として自身を捉えた時、この問題への関心の「扉」が開かれるのではないだろうか。既に我々の日常生活は、物質的な意味において「国際社会」の要素が数多く存在している。物質的側面に見合うべく、意識や規範の側面から「国際社会」という知的枠組を再構成し、身近にある「国際社会」の要素を再発見し、その意義を理解することから、この大きな課題への挑戦が始まるのではないだろうか。グローバル・ガバナンスとは、遠い国家間の制度ではなく、この「身近な」実践の積み上げで構築されるのではなかろうか。

註

- (1) UN, *World Population Prospects: The 2008 Revision*, <http://www.un.org/esa/population/unpop.htm>, (accessed, October 31, 2011).
- (2) 2011 World Hunger and Poverty Facts and Statistics, <http://www.worldhunger.org/articles/Learn/world%20hunger%20facts%202002.htm>, (accessed October 21, 2011).
- (3) ODAでの農業投資に関しては、1980年からの30年間に世界全体で43パーセントのマイナスであったと指摘されている。例えば：FAO pamphlet, *Food Prices : from crisis to stability, on World Food Day 2011*.
- (4) Ibid. メイズとは各種トウモロコシの総称である。
- (5) Ibid.
- (6) 今日のガバナンスの学術的議論の出発点として位置づけられるものとして：James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel (eds.), *Governance without government : order and change in world politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992).
- (7) 例えば：Kalevi. J. Holsti, *International Politics 7th edition* (Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1994), p.84.
- (8) Barry Buzan, *People, States & Fears: An Agenda for International Security Studies in the Post-Cold War Era, 2nd edition* (Boulder: Lynne Rienner, 1991), p15.
- (9) この立場の代表として：Arnold Wolfers, *Discord and Collaboration: Essays on International Politics* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1962), p.150. 最近の例として：Laura Neack, *Elusive Security: States First, People Last* (Lanham : Rowman & Littlefield, 2007), pp.16-8.
- (10) Buzan, *People, States & Fears*.
- (11) 安全保障化 (securitization) はブザンを中心とするコペンハーゲン学派の安全保障論の中核概念である。安全保障化とは、安全保障の「語り手」により政治課題が安全保障問題化する過程をいう。
- (12) 1970年代の食料危機として代表的なものは1972年からのバングラディシュの飢饉である。1974年の世界食料会議 (the World Food Conference) はこの危機を背景に開かれた。
- (13) Food Security という言葉を含むタイトルの書籍の出版は2000年代に入ってから数多く見られるようになった。
- (14) 例えば、この辺りの関心が反映されているものとして：Bryan L. McDonald, *Food Security* (Cambridge : Polity, 2010).
- (15) 日本での食料安全保障の概念の違いについて、平成22年の外務省の「食料安全保障に関する研究会」での報告である「我が国の『食料安全保障』への新たな視座」でも意識されている：外務省ホームページ、食料安全保障、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/pdfs/report1009.pdf (accessed November 14, 2011).
- (16) James N. Rosenau, "Governance, Order, and Change in World Politics", in *Governance without government*, p4. この定義はStephen D. Krasnerを中心とする70年代から90年代まで広く見られた国際レジームの定義に類似する。例えば：Stephen D. Krasner, *International Regimes* (Ithaca : Cornell University Press, 1983). しかしながら、筆者はルーズノウの著作のタイトルが「governance

without government」であることが示すように、ガバナンスはレジームよりもより包括的な体制を示すものであり、また国内政策に対する政府以外の機関の関与を意識した関係性を表すものと考えられる。

- (17) 例えば、以下の文献でこの流れに沿った説明がなされている：Bryan L. McDonald, *Food Security*, p.15. 本稿は食料安全保障のアプローチの紹介を主眼に置いたため、敢えてここでは筆者による再構成はせずに、FAOの関連書などで一般的に説明されている食料安全保障の概念の変遷を追う。
- (18) FAO, *Trade Reforms and Food Security : Conceptualizing the linkages* (Rome: FAO, 2003) <http://www.fao.org/DOCREP/005/Y4671E/>, (accessed August 31, 2011).
- (19) Ibid.
- (20) 例えば：Amartya Sen, *Poverty and Famines : An Essay on Entitlement and Deprivation* (Oxford: Oxford University Press, 1982).
- (21) Ibid.
- (22) この会議での国家のリーダーの参加は個人参加という資格であった。しかしながら、FAOでの定期的な農林担当大臣会合に比し、サミットであることの政治的意味は大きかった。
- (23) FAO pamphlet, *the Right to Food : putting into practice, Questions and Answers* (Rome: FAO, 2006).
- (24) 人権レジームの登場については、例えば：Chris Brown, *Sovereignty, Rights and Justice: International Political Theory Today* (Cambridge: Polity, 2002), Ch7.
- (25) Ibid.
- (26) この特別会議については、国家代表ではなくノーベル賞受賞者を含む著名な29名の個人が参加した。FAOはこの2つの会議を今日の飢餓からの自由キャンペーンの原点と位置付けている。この点については：FAO Cooperate Document Repository, <http://www.fao.org/docrep/f3200e/f3200e01.htm>, (accessed November 1, 2011). この特別会議の宣言を「食料への権利」の流れとして位置づけるものとして：George Kent, "Global Obligations" in *global obligation for the right to food*, ed. George Kent (Lanham : Rowman & Littlefield, 2008), p.19; and George Kent, *Freedom from Want : the human right to adequate food* (Washington D.C. : Georgetown University Press, 2005), pp.50-1.
- (27) Kent, *Freedom from Want*, Ibid.
- (28) FAO, *the Right to Food : putting into practice*.
- (29) FAO pamphlet, *Right to Food Unit, Right To Food in Action : Examples of how FAO Member Countries Make it Happen* (Rome : FAO, 2006).
- (30) Ibid.
- (31) 例えば：William D. Schanbacher, *The Politics of Food : The Global Conflict between Food Security and Food Sovereignty* (Santa Barbara : Praeger, 2010), p.xiii.
- (32) 会議の例として、筆者も参加した2011年の8月22日-23日にジャカルタで行われた、FAO主催の「コミットメントを結果に向っての行動へ：「食料主権」に関するアジア地域市民社会組織ワークショップ」などが挙げられる。
- (33) S.B. Jeffrey (ed.), *An Introduction to Sustainable Agriculture*, pp.39-64.
- (34) Ibid.
- (35) Schanbacher, *The Politics of Food*, p.xiv.

- (36) 例えば、この立場を取るアジアでの例として農村開発分野でのNGO（ネットワーク型）であるAsia NGO Coalition（ANGOC）やカトマンズを拠点とするSouth Asia Watch on Trade, Economics & Environment（SAWTEE）があげられる。両者とも土地改革を従来から活動の中心に置いているが、彼らはそこに新しい概念である「食料主権」のテーマを重ねつつある。例えば：Schanbacher, *The Politics of Food*; Ujjaini Halim, *Land Governance in South Asia*, in SAWTEE website, <http://www.sawtee.org/presentations/LGSA.pdf> (accessed November 1, 2011).
- (37) Schanbacherは、このワシントン・コンセンサス的な国際機関による体制を“global food regime”と呼ぶ：Schanbacher, *The Politics of Food*, Ch1.
- (38) 例えば、この立場を取るアジアでの例として前述したANGOCがあげられる。ANGOCは、1978年の「農業改革・農村発展に関する世界会議」を受け、翌1979年に設立された東南アジア、南アジア、中国の農村・農業開発に関する当事国のNGOの連合体である。東南アジア・南アジアの土地所有権の改革、持続可能な農業、参加型ガバナンスのアプローチに軸足を置き、アドボカシーのみならず、研究・調査を長年行ってきた。
- (39) パラダイムについては：Thomas S. Kunn, *Structure of Scientific Revolutions* (Chicago：University of Chicago Press, 1962).
- (40) La Via Campesina, “The Right to Produce and Access to Land” (paper presented at the World Food Summit, Rome, Italy, November 13-17, 1996).
- (41) 以下の文献の概略を筆者なりに整理したものである：Schanbacher, *The Politics of Food*.
- (42) AAHMホームページ：<http://www.theaahm.org/>, (accessed November 1, 2011).
- (43) 日本国内においても一部の農業者組織が引き受ける形で、La Via Campesinaの支部が設置されている。
- (44) 例えば：Rolf Künemann and Sandra Ratjen, “Extraterritorial Obligations：A Response to Globalization”, in *global obligations for the right to food*, ed. George Kent, pp.33-45.
- (45) 「国際社会論」は伝統的に、The London School of Economics & Political Science（ロンドン大学LSE校）を中心とする国際関係学の「英国学派」により議論されてきた。Martin WightとHedley Bullの研究が長年その中核にあった。「国際社会論」はグロチウスの伝統を、とりわけヨーロッパの国際関係の中から掘り起こすものであった。2000年代の「国際社会論」の特徴は、国際社会を単元的と多面的な2つの型に分け、規範的あるいは構造現実主義的な観点から議論を発展させた点があげられる。本稿に関係する規範的業績の例として：Robert Jackson, *The Global Covenant：Human Conduct in a World of States* (Oxford：Oxford University Press, 2000)；Andrew Hurrell, *On Global Order：Power, Values and the Constitution of International Society* (Oxford：Oxford University Press, 2007).